

参議院社会労働委員会會議録第三十四号

昭和四十四年七月二十六日(土曜日)

午後四時二十二分開会

委員の異動

七月二十二日

阿具根 登君

補欠選任

中村 英男君

出席者は左のとおり。

委員長

吉田忠三郎君

理事

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

上林繁次郎君

委員

鬼丸 勝之君

黒木 利克君

高田 浩通君

中山 太郎君

矢野 登君

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

上田 哲君

小野 明君

中村 英男君

藤原 道子君

渋谷 邦彦君

中沢伊登子君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

同務大臣

厚生 大臣

斎藤 昇君

政府委員

厚生大臣官房長

厚生省医務局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

社会保険庁医療保険部長

事務局長

事務総長

常任委員会専門員

法制局副局長

法制局長

衆議院法制局副局長

法制局長

三浦 義男君

今枝 常男君

宮坂 完孝君

中原 武夫君

戸澤 政方君

松尾 正雄君

渥美 節夫君

梅本 純正君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

加藤 威二君

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会をいたします。

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の取り扱いに関する件

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田忠三郎君) 今回の臨時特例法がただいま議題になるうとしておるのでありますけれども、これまでの経過を考えると、理事会におきましては、理事といたしまして、この取り扱いについては、事前にある程度その内容を聞かなければ、われわれとしては、即刻入るのには抵抗を感じるわけでありまして、特に、この中間報告から、あるいはまたいままでの臨時特例法が修正をされた過程から、あるいはまた採決の状態から考えますならば、ここに非常に疑義があるわけでありまして、これについては、本会議におきまして、いろいろ議論はされたわけでありまして、まだまだその答弁の中には非常に明快さを欠くものがあるわけでありまして、そういう観点から、理事会におきまして、野党理事といたしましては、この取り扱いに入るまでいろいろその当該の事情をよくわかっておられる方から説明を聞かない限り、どうもその審議に入るのに抵抗があるというふうな感じ方をもちますので、理事会において、それを要望し、与党側の理事からもいろいろあるわけを要望していただきまして、いまここに、この特例法の修正の審議者、あるいはまた担当大臣もおいで願ったわけでありまして、一応この問題について一、二点は疑義と申す点をただしながら、そしてほんとうに審議に入るほうがよりその取り扱いとしてはベターであるということで、理事会においてもこれを承認されましたので、一、二の点についてその担当の方々に御意見を拝聴したいと思ふわけでありまして、

その第一点は、衆議院のほうにおきまして、この特例法が大きく修正をされたのであります。ここには衆議院として、谷垣両君がおみえになっておりますが、この点で問題なのは、非常に内容が、この特例法なるものは赤字対策として期限つきで、しかもその二年間の期間内にこの法改正をすべきだということで、二年前にこれが議決をされておるわけでありまして、ところが、それができておらないのに、いろいろな事情がありまして、これにできないままに延長法案が出てきたわけでありまして、われわれも、参議院に

おきまして六月の十八日ですか、本会議においてその趣旨説明を聞き、私も党を代表して代表質問をしたわけでありまして、ところが、今度こちらへ参りますと、これが根本的に変わってきておる。特にその特例法という、期限つきで法改正をしないというところが消えてしまつておる。期限ははずされた。しかも、この保険法の中に料率が固定化された。あるいはまた一部負担の初診料並びに入院料の一部負担は固定化されておる。そうしてこれは本法がために永久化されておるわけでありまして、これは法の性質からいえば、時限立法から恒久法になってしまつておるわけでありまして、たとえば甲の土俵と乙の土俵と変わつてしまつて形になります。こういう場合には、これはもちろん政府が提案する場合であらうとは思いますが、これは社会保険制度審議会あるいはまた社会保険審議会あたりの十分審議の過程を経て、そしてやられるのが、政府の場合には当然通らなければならぬ規則になっておるわけでありまして、今度審議院立法であるからしてそれができないという解釈は、私も十分知つておるわけでありまして、このように根本がかわつてしまつておる、このすり変わつてしまつたところの法律が、しかもこの七月十日でありますか、衆議院の社労委員会では、何でも衆議院の谷垣君は廊下で説明をされたという、これはうそかほんとうかまだわかりませんが、そういうようなことでもって、そこにおられる方も実は七名ぐらいしかおられなかったという話も聞いております。そうならば可決、多数とも言われないわけでありまして、可決、この問題は、非常にたいへん問題だと私も、私は解釈をいたしておつたわけでありまして、また報道されておるところの新聞紙上あたりでもさうに承知をいたしておるわけでありまして、こういうような過程でこちらに回つたというこの法律

案を、それではよろしゅうございます、すぐ審議しますという事でなくて、一応その衝に当たられた人からどうであったかというこの説明を受けて、そうしてこれを釈然とした上で質疑を始めていくのが適当ではなからうかと、こういう点で、いまの問題についてひとつ発議者の方からその間の事情を説明をいただきたい、こういうことをお願いする次第であります。ひとつ詳しく御説明を願いたい。

○衆議院議員(谷垣 一君) お答えを申し上げます。問題が二つあるようでございますが、一つはどのような立場で修正したかという点だと思います。それからもう一つは、委員会における修正なり、委員会の決議と申しますか、そこに私の名前も出ましたけれども、どういう事情であったか、こういうふうにお聞き取りいたしましたので、そういうことにつきましてお答えをさせていただきますと思います。

第一点の修正をどういう立場でやったかという点でございまして、御存じのとおりに、今度の特例法を延長いたしますの対していろいろと議論がございました。今度の特例法は、いわゆる特例法の期限、現在の法律が八月末で終わることになっておりますが、これをもう二年延長するということのと、それから健康保険法の本文そのものを改正する、これは例のお産給付に關係いたします改善と、それからそれに見合う形でございまして、千分の一のあれを改正、かさ上げする点、船員保険も同様でございまして、そういう三つの部門に分かれたという原案が出ておいたわけでございまして、これに關しまして、特例法自体の延長はもうよしたらしい、いわゆる廃案にしたらどうか、こういう野党各方面にも相当強い御意見がございました。また、審議の過程におきましても、だんだん議論をいたしております、千分の一を上げるのはこれは不適当じゃないか、あるいはこの薬剤費の一部負担でございまして、これらの問題どうだという議論、その他いろいろと審議の過程におきまして明らかに、あるいは議論が集中された諸点がございました。そういうような諸点を考え合わせまして、そして修正をいたす原案を出す結論を出したわけでございまして、修正の内容は、もう御承知のとおり、延長をいたしますものを延長いたさない、こういうことになりましたという、延長いたさなくなりました場合における健康の財政の状況というものを最小限何らかの形で維持していく必要がこれは出てくると思っております。そういうことを考えてみますと、先ほど来議論になっておりますような諸点、いわば大体見通しまして、この程度の負担はどうしてもやっつけなければならぬというふうな、最低限度の財政的な維持をいたします諸点を健康保険法あるいは船員保険法の改正という形で移していった、こういうのがごく簡単に申し上げまして修正案の内容になっておりますし、また、修正をいたそうといたしました場合の立場になっておるわけでございます。

それから、この委員会、あるいは修正をいたします場合の状況はどうかということでございますが、委員会におきまして、先ほど大橋先生からのお話でございましたように、私が修正理由の説明をいたしましたのでございますが、私自身その場におったわけでございまして、これは明瞭に委員室の中に入つてその提案理由の説明をいたしたのでございまして、採決その他の問題につきましては、これは私から申し上げる必要もございませんが、衆議院におきまして合法的にやった、こういう判定をいたしておりますので、私の名前が出ました点についてのみ申し上げておきたいと思っております。

なお、非常に広範な御質問でございましたので、私のいまの説明だけでは不十分な点があるうかと思ひますが、もしございましたら、御指摘を願ひますれば補足させていただきます。

○国務大臣(斎藤 勇君) 私にという名指しでございますからお答えをいたしますが、政府といたしましては、国会で修正をされるときまつた場合

に、御承知のように、国会法に定めてありますように、予算に影響をもちますものについては政府の意見を聞かなければならないということになっておりますから、そういう面におきまして、国家財政という見地から、おそらく国会法が定められているんだらうと思ひます。その点におきまして、大蔵大臣もこういう修正をされる場合にはやむを得ない、財政的に何とかやらざるを得まいという事で、やむを得ないという返事をいたしましたわけでございまして、その他の点につきましては、それは国会で修正をされる点については、政府はいやおう言ふべき立場ではございません。ただ、いまお尋ねになられましたのは、政府も与党も一体ではないか、おそらくその場合に二十年の延長を取りやめるといふこと、そして千分の七十を本法へ持つてくる、これは三年以内に抜本改正をやらなないという、そういう免罪符を与えるという意図の修正ではないか、そのことを承知の上ではないかというお尋ねであらうと思ひますが、これは同じ与党内でありますから、修正をされるという最後の段階に私も意見を聞かれましたが、その際に、政府としては、二年以内に抜本改正をやるという考えは変更してない。修正案を出される党としてはどうなのかといふと、党のほうも、それはすみやかにやるべきであつて、決して免罪符を与えようという趣旨ではない。特に成案を党の意思として決定する際に、総務会に——これは最後の党の意思決定であります、この修正をしては、抜本改正をゆるめる、おくらせるといふ趣旨ではない、すみやかに引き続いてやるべきだといふ決議もついているわけでありますから、その点は政治的に考えても変更ではない。政治的に変更だといふことになれば、これは政府は、何といふまいか、いままでの方針を変えたといふことになるわけでありまして、政府としても、方針を変える必要はないのみならず、変えてはいけなないんだといふことでございまして、事態には変わりがないというところで了承をいたしましたわけでございまして、なお、足りないところは、さらに御質問に応じ

てお答えをいたします。

○大橋和孝君 私は、これに対していろいろ質疑的なことはあると思ひますが、これはまあ質疑であつて取つておきます。私はいまここで、先ほど申したように、この質疑に入る前に、少なくともただすところをただしておきたいという考えでありますから、そういう気持ちで、これに対していろいろなことを言へばたくさんありますから、それは省きまして、ただ、その要点だけを明らかにしていきたいと思ひます。

この問題に対して、次にちょっと私は尋ねておかなければならないと思ひます。これは閣議で決定されたことと聞いております。修正案だからしてこれは党で、この国会で修正される分にはどうもなというところはわかるわけでありますけれども、これは閣議であり、また大臣もそれに関与をしておるといふことになれば、ここに問題点があるんではないか、やはり審議会無視といふか、国民にそうしたことをお願いするわけでありまして、この点はどうお考えになっておるのか、これは発議者に対して、大臣に対しても聞きたい。

それから衆議院のほうの法制局長もおいでになつておるようでありますから、私は、衆議院段階であらうな採決をされた、これは先ほど衆議院の谷垣君からごく概略のお話を聞いております。また詳しいことはあちらのほうから聞いておられますけれども、この問題に対して、法制局としては、あれは当然のものであり、たとえば実際と党側の議員が何名おられた、こういうことは質疑の中でやられると思ひますけれども、おおむね私の聞いているのは非常に数も少ない、あるいはまた、このような大きな修正がされていくものでも、一分間ぐらゐの間であれば、趣旨説明もあまり徹底してなかつたのではないかと、こういうふうなことで採決をされた場所的にもいろいろ問題があると、こういうことを聞いているわけであります、これは聞いておる範囲でありますから、法制局長としては、あ

これは法的解釈では万やむを得ない、あれはあれで正しいと認識しておられるのかどうか、その点をちょっとお聞きしておきたい。この二点をひとつ御答弁願います。

○国務大臣(斎藤昇君) 閣議で修正案に対する意見を決定する際に、関係の審議会に諮問をして、その意見を聞くべきではなかったかという御質問でございます。御承知のように、社会保障制度審議会、社会保険審議会の法律によりまして、政府が関係する法律について改正をしたりあるいは重要な運営を変更しようとする際には、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする、こういうことになっておるわけであります。したがって、国会で修正をされます場合には、国会は、そういう審議会に対する何といひますか、制限というものは受けておりません。したがって、国会から諮問をされるということはありません。同時に、政府が国会の修正案に対してやむを得ないと、こう返事をいたしましたのは、先ほど申しますように、国会法何条でありましたか、財政に關係のある修正あるいは発議に対しては政府の意見を聞かなければならない、その意見でございしますから、もっぱら予算の執行面においてどういその修正には応じられない、その発議には応じられない、あるいは応じられるかという点の返事でありまして、したがって、政府が進んでこういった修正案を出そう、あるいは改正案を出そうという場合には諮問をしなければなりません、いまの点はそうではないのでございします、したがって審議会に諮問をするということとは必要がない、かように考えております。

○衆議院法制局長(三浦義男君) 私、衆議院の法制局長の三浦義男です。

ただいまお尋ねの点は、健保法案に關しまする本会議における採決についてのあり方についてのお尋ねでございますか。それとも社労委員会における……(「違う違う」「社労委員会」と呼ぶ者あり)法制局は、議事の運営等につきましましては、直接職務上タッチする立場にございせんので、

すべて事務局のほうで議事運営その他委員会のいろいろの議事の進行の処理等をいたしておりますので、修正案の内容につきましましては、私のところと相談を受けましてつくりましたけれども、それ以外の点については、私としてはちょっとお答えを申し上げる立場にございせんので、あしからず御了承願いたいと思ひます。

○衆議院議員(谷垣專一君) 私に對しまする質問は、閣議の議を経たのかどうか、あるいは審議会等にかかることの必要性云々の問題ではなかったかと思ひます。これは閣議の問題をよく存じておりませんから、私たちのほうと關係がないわけではございまして、閣議のほうはよく存じております。

それから社会保険審議会あるいは社会保障制度審議会等の問題は、先ほど厚生大臣が御答へになりましたけれども、私たちのほうも同様に考えておりまして、修正を国会でやります場合、それらの審議会の議を経なきゃならないというふうには考えておりません。そういう状況でございします。

○大橋和孝君 採決はどう……

○衆議院議員(谷垣專一君) 採決のどういふこと

でございしますか。

○大橋和孝君 衆議院の社会労働委員会でああなたが修正案を出されて、そして採決をとられまして。そのときに、あなた自身はその採決についてどういふふうにしてどうそれがあつたのだと、私どもは、先ほど申したような見解を持つておるのでありますけれども、あなたの見解をひとつ聞いておきたい。

○衆議院議員(谷垣專一君) 私は、当時その場におつた一人でございしますが、当時、あれはたしか十日の夜の八時過ぎだったと思ひます。あの委員会は四時過ぎから実は野党の皆さんが数千人委員会室に入つておられまして、こちらのほうはなかなか入つていけるような状況ではございせんのでした。しかし、何とかそれがうまくいけると思つたのですが、なかなかそういう状況が變つておりません。そこで八時過ぎに私たちがそ

ちらへ参りまして、委員長とともそこへ参りまして、そしてそこで開会が宣せられて、それぞれ動議が出ました。谷垣專一という名前が出ましたので、私は提案理由の説明を申し上げたわけでございます。このそれぞれの採決の詳細につきましましては、これは私が申し上げるのには不適当かとも思ひますので、私の結論だけ申し上げさせていただきます。確かに委員長が委員長席に着いた状況で採決をいたしましたことは異例の状況であらうと、私も思ひます。しかし、必要なそれだけの賛成者その他は明瞭にその意思表示をいたしておりますので、採決そのものは有効に私はなされた、かように考えております。

○大橋和孝君 これについての質疑もまだいろいろ詰めることがあると思ひますけれども、私は、その先生のような趣旨によつて話をいたしておりますので、詳しくはこの質疑をしないと思ひます。あつた、あつたの機会に譲りたいと思ひます。あなたが自身は有効と思つておられるということでありまして、あの状況は、いろいろと伝えられているところによつて、非常にそこに与党側におられる方も少なかったし、あなた自身も廊下で提案説明をされた、委員会の中に入つていない、こういうようなことも明確になつていようでありますし、本会議でまたあなたがいろいろ答弁しておられる中にもいろいろ落ちたものがある、そこらに二義的な解釈もあると思ひます。これはあとからされるものとして、あなたの考えだけをいまは承つておくことにいたしたいと思います。

次に、もう一つ私が伺わなければならぬことは、本会議の採決の問題です。あれは憲法五十七條違反ではないかというふうな疑義が非常に行なわれておるし、あるいはまた巷間伝えられる各紙の報道においても、これに對しては非常に疑義があるわけでありまして、ことに投票を起立採決に切りかえていった、こういうようなことの中にはいろいろ問題があるというふう聞いておりますけれども、これに對しましては、法制局長はどう

いうふうにお考えになつておられるのか、あるいはまた、あつたことに對して大臣は一体どういふふうに思つておられるのか、その考えだけを伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(谷垣專一君) 私の名前が出ました点がございしますので、もう一回繰り返して申し上げておきたいと思ひます。あといろいろと誤解があると思ひますので申し上げておきます。衆議院におきまする社労委員会の採決におきまして、私自身は委員会の中に入りまして、席に着くことはできませんでしたが、入りまして提案理由を説明したわけではございします。いろいろと見方がおありになつて、いま大橋先生は、谷垣君は入らずに廊下でやつたといふことを結論づけたようなことばに私受け取つたわけではございします。私は、そういうことではなかったものでありますので、それだけ申し上げておきたいと思ひます。また、いろいろと御質問があるかと思ひますが、それはあとで……

○衆議院法制局長(三浦義男君) ただいまのお尋ねの衆議院の本会議における採決の問題に關してでございしますが、これは、私、先ほどもちつと申し上げましたように、衆議院の法制局は——両院とも同じだと思ひますが、いわゆる議員の立法の立案に資する職責は持つておりますけれども、議事の運営等については直接タッチいたしておりますような立場にございします。特に、今回の問題につきましまして、衆議院におきまして、私は、事前にも、その後に特別の相談を受けたわけでもございせんし、たまたまそのとき議場の傍聴席におりまして、その事態を見ておつたというにすぎませんので、これにつきましまして、私から特別に見解を申し上げるということとは適當ではなからうかと思ひますので、(「法的解釈です」と呼ぶ者あり)その点御了承願ひたいと思ひます。したがって、ただいま私が申し上げましたことは、法的な解釈等につきましまして、すべてそれを補佐しております事務局でございまして、衆議院におきましては、法制局長はどう

私どもも日ごろそういう方面にタッチをいたしておりませんので、議事運営等につきまして、至つてうまいものでございまして、法律解釈上これがどうかというところは、何か具体的に特別に向こうでいろいろ将来でも問題が起つて、お尋ねもあつて、研究してならお答えできましますけれども、いまこの段階においては、そういう事情でございまして。

○国務大臣(斎藤昇君) 私に、あの採決は憲法違反であるかどうかというお尋ねであるかと思いますが、政府の憲法解釈は、これは、まあ法制局長官がやるべきだと考えております。私は、個人的な意見はございまして、しかし、それは個人的なものであつて、政府の憲法解釈というのは、法制局長官からお答えをさせるほうがよろしいと思ひます。

○大橋和孝君 法制局長は非常にものが言えぬものが言えぬとおっしゃっているが、これは法律上どういふふうに見られるかということでありまして、あなたの解釈、あなた自身のお気持ちだけを聞かしていただければそれでいいわけでありまして、あなた自身は何とも感じていないのか、法律の立場、法制局であれば、法律的新見地からものをいろいろ判断する。そのために衆議院の中にも法制局としていらつしやるんでしようし、そういう立場からあれを見てどうだったというあなた自身の私見はおそらくできぬのですか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) たびたび申し上げてくどうございましてけれども、そういう立場にございまして、私として、その問題について、衆議院のほうで特に研究して法制局としての見解を打ち出してくれとか、あるいは述べてくれというような事態に現在ございせんので、したがひまして、先ほど申し上げましたように、議事運営の面においてのいろいろな国会法の解釈等は事務局がいたしておりますので、私から申し上げることはどうも適當ではないと、こういうふうにかへて考へますので、そういうことで御了承を願ひたいと思ひます。

たいと思ひます。
○大橋和孝君 いまの時点で、あなたの私見を伺いたいと思つたのでありますけれども、どうもしいてのことではありますから、私はそれ以上いふことは申し上げません。

先ほどから申し上げたように、私は、この法律案が参議院に送られてまいります前段階で、衆議院において行なわれておることでありまして、深追ひはいたしませんけれども、この問題が国民全体から見ても、あるいはまたわれわれ議員の側から見ても、この法律案が根本的なものになりかへられていくというか、中身がすっかり変わつておる、時限立法であるのが恒久法になつてしまつておる。あるいはまたこの抜本改正とワンセットになつて二年間にやらなきゃいかぬのをもう二年間延ばしてその間にいたしますということ、その点が消えてしまつておる。しかも恒久的なものになつてしまつていくというふうなことで、私はこれはもうほんとうに表にあらわれたものとなつていく。しかも、これがごくわずかな時間内に趣旨説明がされて、そしてこれが通つてきておる。その趣旨説明は国民も納得はできないし、われわれ議員ですら納得ができませんので、非常にこういう段階で参議院で審議するためには、非常に私は疑義を感じておつたわけでありまして、しかし、こういう問題はこれからの質疑の中で明らかにされるだろうと思ひますからして、それに譲りまして、その質疑に入るまでに皆さん方のひとつ御意見を伺つたわけでありまして、私は、この問題に對しては根本的に、いまの御説明の中では、全然納得のいくものが何も引き出せないという感じをやつぱりいまでも持つてゐるわけでありまして、これは次々の委員の方々からもこの質疑の中で明らかにしていただくでありますし、私自身も、今後の質疑の中でこれを明らかにしていきたい、こういうふうな思ひます。やはりこの質疑に入るまでは、この程度のことでは皆さんから説明を受けておかなければ釈然としないという観点

から、いま質問を申し上げたのであります。ですからして、私はもつともつと言いたいことがたくさんございまして、これは後の機会に押えまして、この質問をしたわけでありまして、今後、この問題に對しては十分な質疑が繰り返されたいと思ひますけれども、その中で十分な答弁をしてもらいたい。特に私はいま申し上げたけれども、法制局長のほうに、立場が違ひますからなんという、そういうふうな立場でお話をなすつて、筋違ひのことばかり言うのじゃなくて、私は、今度はもの申せる方に来ていただいてお話をしたいと思ひます、こういうふうな考へております。ほんとうに大きな問題でありますので、国民の前に明確にしなければならぬということ、非常に感じられますので、今後ともそういう問題に對して、われわれのほうも、ただしていきなさいと思ひますし、また、それに対しては徹底的に答弁も明快にしてもらいたい、こういうことをお願いして、私の初めのいろいろなお伺ひする点をこれでやめたいと思ひます。次にまた……

○上林繁次郎君 私から法制局長に一点だけをお尋ねしておきます。

御承知のように、昨日、本会議において、特例法に関する委員長の間報告があつたわけでありまして、中間報告の中にありましたように、社会労働委員会としては、非常に審議が順調に進んできておつた。これはおわかりになつたと思ひますけれども、数々先議案件もあつた。そういう中で突然この特例法の中間報告がなされた、要求されたというところは、こういうことが実際法的にできるのかどうか、こういう問題をまず明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○法制局長(今枝常男君) ただいまのお尋ねの趣旨は、他の案件がいろいろあつたときに、突如として中間報告の議案が議題になつたことに対する御疑問であつたかと存じます。これはやはり突如申せば、議事運営の問題でございまして、議事日程にそういうものが入つてくることかどういふ

ことであるかという問題かと存じますが、これはやはりあえて申しますならば、同じように、法制局の直接関知しておるところではなくて、そういう議案を追加していくことに関する問題は、事務局長のほうで補佐している問題と思ひます。したがひまして、お答えすることが適當かどうかかわかりませんが、想像いたしますところによれば、それは追加するのに必要な手続を経て追加したのではないかと、こう存するわけでございます。ただいまのお尋ねがそういう問題かと存じました、あるいは答えが違つておりましたら訂正させていただきますが、いまのお尋ねはそういう問題かと存じましたので一応お答えいたしました。

○委員長(吉田忠三郎君) 法制局長、いまの上林理事の質問は、そういう趣旨ではなかつたと委員長は判断しております。法制局長に答弁を求めたのは、それは当委員会では趣旨説明も行なわれていない、同時に具体的な審議にもとり入つていない、こういう状態ですね、そこで中間報告というのは、御承知のとおりである。国会法の五十六条の三三三三。五十六条の三の場合、審査中のものに限つて中間報告を求めて、そして院議によつて、いわゆる期限つきで委員会に審議してもらう等々のことが定められております。あるいは院議で一挙にきめる、この二つよりないと思ひます。その法律が無視されたんじゃないか、法律に違反しているんじゃないかという質問の趣旨なんですよ、上林君の趣旨は、ですから、国会の運営、委員会の運営の問題ではなくて、つまり法律的な解釈を法制局長としてのあなたに求めたものと委員長は判断しているんですが、その点は、上林君、どうですか。

○上林繁次郎君 全くそのとおりでありまして、だから最後に法的にはどうであるか、こういうふうにつけ加へておるはずなんです。その点をひとつぼんやりしないで聞いてもらいたい。
○法制局長(今枝常男君) そういう御趣旨でございしますならば、お尋ねの趣旨を取り違へましてまことに申しわけございません。その点につきましては

ては、つまり中間報告の規定のございます国会法の五十六条の三というのは、審査中の案件について中間報告を求めることになっているのかかわらず、今回は提案の理由さえも聞いていない状態で中間報告に入ることが国会法に違反しているのではないかとのお尋ねの趣旨かと了解いたしました。この点につきましては、実は法制局といたしましては、すでにかなり以前から、この「審査中」と申しますのは、いわば委員会審査の段階にあるというふうな読みをきかざる、したがって、つまり委員会に付託された以後はどのような段階でも中間報告を求めることができるというように解釈してまいっておる次第でございます。そういういたしますと、それでは審査中ではないじゃないかとというのが疑問の起こってまいります根拠であらうかと存じます。

そこで、少し講釈めいたことになって恐縮でございますけれども、法律を解釈いたします場合に、どこまでも字句そのものを寸分離れないで、字句だけで解釈してまいるか、それとも、その法律規定の意味するものが何であるかということを探求して、その意味の中で使われている文字を合理的に判断していったらどうなるかという行き方と二つありまして、後者の行き方は一般的には承認されているところでございます。したがって、私どももいたしましては、この五十六条の三の趣旨がどういう趣旨であるかということを考えてみます場合に、つまりは、これは国会の委員会中心主義の審議のしかたと、それからそれに対する本会議との関係がどうかであるかということから出てくるのではなからうか。と申しますのは、委員会審査というのは、つまりにおいては、本会議が審議して意思決定をするのに便し、これを能率的、有効的にするための制度ではないかと考えられてくるわけでございます。そのように考えました場合に、結局委員会審査の最後は本会議につなげるべきものである、このように考えられますので、委員会に付託されました以後におきましては、本会議といたしましては、その案件の審査の

状況というものに無関心であることはできない。したがって、いろいろな事態によりましては、委員会での審査の状況がどのようになっておりますか、委員会におけるこの場合の「審査」と申しますのは、委員会においてこの案件がどのように扱われているかということをお尋ねの趣旨ではないかと、このように考えておるわけでございます。そのように考えますと、委員会が趣旨説明が行なわれたかどうかということそれ自身も、すでに本会議といたしましては、中間報告を聞いてはじめて知り得ることであって、その場合においては、個々の議員の方々が情報として御承知であるかどうかは別といたしまして、本会議そのものとしては、その成り行きを知ることができないというものでございまして、そういうものは、いかなる段階におきましても、委員会にいつている案件の成り行きを知る必要がある。そういう意味から、中間報告の制度ができておるといふふうに理解することが合理的であり、この規定の趣旨を全うするものでないかというふうに考えておるわけでございます。そのように考えました場合には、やはり案件が委員会審査の段階にありましかたにおきましては、その段階においてその案件がどのように取り扱われているかということをお尋ねの趣旨として知りたいたいという場合に、まず中間報告を求める、こういうふうな理由に基きまして、従来からそのような見解を持っておる次第でございます。

○上林繁次郎君　こういうことがいままで先例としてあったのですか、今回のような事情の中で行なわれたことか。

○法制局長(今枝常男君)　先例といたしましては、趣旨説明さえもないという事実自体は、これは初めてでございます。趣旨説明だけはあったという例はございます。そういう場合に、やはり同じような問題がございまして、当時から法制局といたしましては、さらに進んで、それで

は趣旨説明のない場合でもどうなんだろうかというふうな見地からも検討いたしました結果、付託後の案件はすべてここに入るのだというふうな解釈をしまいた次第でございます。したがって、お尋ねのような実例、それは、それ自体としては、いままでにはないかと承知しております。

○上林繁次郎君　先例がないということは、今回のこの特例法を契機としてこれが先例となつてしまふ、こういうことになりませんか。

○法制局長(今枝常男君)　先例となるかどうかという、その先例の意味でございますが、とにかく一度そういうことが行なわれたという事実は事実としてこれは抹殺できないと存するわけでございます。それはもはや法の解釈、あるいは法の言っている意味というものを離れた別個の問題になつてくるんじゃないかと存する次第であります。

○委員長(吉田忠三郎君)　法制局長、きのうの本会議で中間報告を求められて、形式的には私が中間報告をしたということになっておるわけでしょう。しかし、私もはつきりあそこで申し上げたように、つまり五十六条の三には当てはまらないのではないかと私も言い切っています。その意味は何かということ、あなたがいろいろ法制上答弁ございました。説明をされました。しかし、これはあなたのお仕事のバックにはいろいろなものがあるから、あなたその程度のことより言っていないと思うので、そのことをより深くは追及しようと思いませんけれども、かりに一步譲つて、あなたのような法解釈をするとするならば、まことにこれは法律などというものは、あつてなきがごとき状態になるのではないかと。たとえば、いま、あなたは委員会に付託された案件は、付託されたと同時に審査をしておるものと解釈して、本会議がそのことについて無関心でいられないのである、その状況を聞かなければならぬ、こういうこととすよ。かりにそのとおりであったとするならば、なおさら私は疑義を感じるのです。なぜかならば、当委員会は、きのうの報告にもいたしてお

りますように、順調に、しかも、それぞれ付託されたものを日程をちゃんと編成して、それぞれの案件を議して本会議で議決してきているわけですよ。したがって、七月十四日にこの委員会に衆議院のことを言いませんよ、私は、他院のことですから、あまり言いませんけれども、どういう形であらうと、衆議院から送付されてきて、付託になったのは十四日ですよ、十四日、わかりますね。十四日であつて、きのうは一体何日ですか、二十五日ですよ。その前にすでに中間報告をやるとかやらないというのは、どこでどういうふうになったのか知らぬけれども、世間では、すでに新聞報道、新聞というのは国民の公器ですよ、公のもので、出たおつたんですが、こういう事柄にまず私は非常に疑義を持っておる。それから、本会議が、委員会を持っておる法案について関心を持たねばならぬということ、これだけ与党の理事以下委員の人々がいるんです。全部知っているわけでしょう、この審査の状態というのは知っている。付託されてから物理的に、時間的にあの法案がここで実質的に審査に入られる段階であるかどうか全部知っている。きのうも、つまりこの政党政治だということばをあえて私は使いたしたけれども、それであるならばなおさらのこと、一体この与党の自民党の諸君は、いわゆる政党政治だということですから、いま内閣を持っております佐藤内閣と同様のものだと、これは私は一步譲つて解釈しているんですがね。そういうものであるならば、委員会の実態というものはよく把握しておりますから、ことさらに、議長から私がそのことを求められたというなら、これは話は別ですよ。本会議の主宰者である、責任者である議長から私が求められたというなら別ですがね。議長からただの一回もそういう質問を受けていない。審査の状態はどうなつておるかということを受けていない。そのときに、突如として与党の議員から中間報告を求めるの動議がきまつたのですよ。一体これが五十六条の三を解釈するにあつて、あなたのような法解釈ができますか。役人

の三百代言的なあなたの法解釈ですよ。これをもう少し説明してください。

○法制局長(今枝常男君) 御意見は十分に拝聴いたしましたし、御趣旨も十分理解いたしましたつもりでございます。ただ、これ以上お答えいたしますことは、やや議論にわたることになるのではないかと思いますので、差し控えてさせていただきます。

ただ一言だけ申し上げたいことは、背後にあるものによって動いたということは一切ございません。これはわれわれ法律の徒として、もっぱら法律的な見地からそのように解釈いたしておりますことを申し上げておきます。

○小野明君 あ、書いてある条文のとおり、文言のとおり読まないで、その背後にある趣旨を読み取るべきである。ことばというものは、法文というものは、背後にある趣旨を含めてきちっと皆さんにわかるように表現をすべきじゃないか、背後にあるものは直して、字づらに出ておるのはこうだけれども、裏はこうだ、自由かってなこれは解釈ができませんか。それでは法制局長の私はことばというものが信用できません。しかも、中間報告の動議が出る前に、参議院法制局の見解というところでプリントになって、われわれのところに戻ってきたんだが、全くこれは上林君も指摘するように、先例を破るものなんです。これはあとから尋ねるとして、参議院規則をこれはどう読めばいいんですか。ここにあなたも御存じのように、三十九条に「委員会は、議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。」これは裏も表もないじゃありませんか。「説明を聴いた後、審査に入る。」これをあるからこそ先例になかったのではないかと思う。それを新たにあなたは何を見て条文を解釈していけばいいんですか。

○法制局長(今枝常男君) どの範囲にお答えしますか、何ですが、まことに仰せのとおり、法文は

読んで読み違えないように、ことばだけですぐわかるようにすることが、これが本来でございます。そしてまた、そのために法制局もございまして、その趣旨を承知いたしております。それはお説のとおりでございます。それでたまたまお話を三十九条の「審査」ということの意味から読んで、五十六条の三の「審査」は、いま私が申し上げましたようなことにならぬじゃないかということから問題が発生いたしておりますことも承知いたしております。実は、今回の件について、参議院法制局の見解なるものが回されたこと、そのことさえ私も承知いたしませんと同時に、今回の事態にあたりまして、そういう見解書を出したことは実はないのであります。先ほど来申し上げましたように、先般来、そういう法の解釈をとっておりますと申しまして、昭和三十三年かと思っておりますが、こういう問題が起りましたときの、これは委員会でもそのようなことを申し上げておるわけでございますが、おそらくその当時の文書が回ったのではないかと思ひます。今回いたしましては、具体的に参議院法制局といたしまして御相談に應じたことはいわゆるでございます。

それかなお、あるいはその程度では答えが十分じゃないかもしれないので、幾らかつけ加えてあえて申し上げます、実は「審査」ということばがほかに国会法の六十八条にございまして、この六十八条のただし書きに「第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」は、「後会に継続する。」とございまして、これも「審査した」とございまして、これもことばどおりに解し、それから規則の三十九条と一貫して解釈しますと、閉会中に申し上げますが、議案が委員会に付託されて以来、提案理由の説明も行なわれていなかった場合は、審査した議案にならないのではないかと、いう、字句上はそういう問題が出てくるわけでございますけれども、これはすでに幾多の先例によりまして、閉会中も、それからその前の閉会中も提案説明がなくてもやはり後会に継続するという扱いになつておりますし、この点については、い

ずれからも疑義が起つていないわけでございます。そういう趣旨から申しまして、その場合の「審査」というのは、まさに委員会付託というところだけで段階がきまるわけでございます。少なくとも、国会法相互の間にございましては、五十六条の三もそういうふうな理解して、むしろ一貫する結果になるのではないかと、いうようなことも考へておる次第でございます。

○委員長(吉田忠三郎君) 法制局長、そのあと、あなたつけ足してかつてに解釈している。そのために国会は、委員会において閉会中の審査については議して、委員会の名において議して、議長承認を求めて、閉会中の審査にするというところになっておるのであつて、そういうでためなへ理屈を言つてはいかぬよ。

○小野明君 とにかく、いままでこの条文の解釈の疑義があつたから、こういう先例はまだ開かれてないと思ふんです。この委員会の事情というものは、先ほどからる説明をされておるとおりである。しかも、順調に行なわれておるのに、また特に必要があるときに該當させて今回の場合取り上げて、そうして委員会中心主義を破ると、こういう運営のあり方は、あなたどうですかね、好ましいあり方とお考えですか。

○法制局長(今枝常男君) ただいまのお尋ねは、これは法の範囲内においての運用のよしあしの問題にかかってくるかと存じます。したがいまして、先ほど衆議院法制局長が申したと同じように、私の立場としてそれを云々することは、これはむしろ越権になると思ひますので、御遠慮させていただきますと思ひます。お許し願ひたいと存じます。

○小野明君 この中間報告の問題は、これはこの委員会が有効、無効にかかわる重大な問題なんです。そこで、これはあとでまたきびしくお尋ねをしていかなければならぬと思ふんです。先ほどから大橋理事の質問を聞いておりました、非常に私はふしぎに思うことがある。たとえば衆議院の法制局長がお見えでありますけれども、私は修

正案には関与しませんでしたけれども、違憲問題等については、私の範囲ではない、しかし、このように言われましたね。厚生大臣も、これは法制局長官がだれかが説明には適當であらう、こうおっしゃった。そうですね。そこで、これは委員長にもお願いだけれども、違憲問題かどうか、違憲かどうかということがはつきりしませんが、この委員会も、またわれわれはむだな努力をしているかもわからぬ。その点が明確にならなければ、これは問題にならぬ。そこで、違憲かどうか、これを判断するのに適當な人がこの席上に来べきだと思ふんです。そこで、衆議院の正副議長、あるいは言われるように、事務総長あるいは法制局長官、それらの人がそこにすわらなければ、これは違憲かどうかということば、われわれは判定できません。これは委員長、その辺はいいかなるお考えですかね。先ほど重大なところになると、それは私ではという法制局長のポイントをはずされた御答弁ですが、その辺は、私はちょっと問題があるように思ふのです。だから、衆議院の正副議長か、あるいは事務総長、あるいは法制局長官、それらを呼んでもらいたい。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をつけて。

○小野明君 いま委員長が出されている問題は、これは私は後ほどやりたいと思つておる。そこで、先ほど提起をしましたこの違憲かどうか、この問題についてですね、それを説明し得る人がいないということは、これは問題だと思ふ。それは裁判所で争わなければならない問題だと思ふ。これは、たとえどういふところで裁判所にいくかというのを考えますと、料率がアップされた、たとえばですね、そこで、これは違憲の疑いのある明らかに違法な採決が行なわれた法律であるから、おれは払わぬと、値上げ分については払わぬと言つた場合に、初めて裁判所の問題になつてくると思ひます。そうでない場合、いまのところ、衆議院から正式に送られて

きたと、あるいは送りましたと、こう言っておる以上、送った本人がここにおられませんと、あるいはその事務の最高責任者がおられませんという、どういふ解釈をして送ったのか、これはもう死産であつたのか、異常分べんでも曲りなりにでも生きておつたのか、そういうことがわからぬのです。だから説明できる当事者呼んでくると、先ほど厚生大臣も、これは法制局長官かだれかと、とても法制局長では——とおっしゃらなかつたけれども、そういうおことばをちょっと言われたと思うのですよ。そういう意味で、私は正副議長あるいは事務総長を呼べきである、こういうのが私の主張です。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起して下さいます。

午後五時三十四分休憩

午後六時五十五分開会

○委員長(吉田忠三郎君) 社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○小野明君 事務総長お見えですが、この委員会というのが院議をもつて拘束をされておる、こういう解釈で開かれておるのでありますけれども、私といたしましては、その院議自体に疑義があるわけですから、夜おそくまでこうしてわれわれやっておりますけれども、結局、これはむだな努力ではないか、こういう疑義があるわけですから、それは三日間の徹夜国会を通じて事務総長もおわかりのところだろうと思ひます。そこで、先ほど参議院の法制局長の御答弁をいただきましたけれども、肝心なところに入りませんと、どうも政治的な判断というふうなものが入っているような感じを受けるわけですから、そこで、そういうものを含めて、事

務総長がお取り運びになつておるわけですから、あなたにお尋ねをいたしておきます。

参議院規則の三十九条によりますと、「議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。」ですから、これを条文のとおりには読むべきである、こういう主張なんです、この委員会では、まだ趣旨説明が行なわれていなかった。そういう事態の中で取り上げて本会議で中間報告をおやりになつた。これはこの規則違反ではないか。言いかえますと、国会法五十六条の三違反ではないか、こういう疑義が当然生じてまいるわけですから、それについて、事務総長の明確な御答弁がいただきたいと思ひます。

○事務総長(宮坂孝君) お答え申し上げます。

ただいま小野先生のお取り上げになりました参議院規則三十九条は、通常の審議過程を規定したものでございまして、法律案が付託になった場合にはさういふ趣旨説明、質疑、討論、採決、そういう段階に入ることは、これは当然でござい

ます。それから中間報告の制度につきましては、これとの関連において考慮されなければならぬものでありますから、中間報告は委員会中心主義に對しまして最後の議決権を持つておる本会議との関係を調整してき上がったものでございまして、これは私から申し上げるまでもなく、昭和二十三年七月第二国会、国会法第二回の改正によつて制定された制度でございまして、自來、今回を入れて十二回中間報告の実例がございまして、そういたしました、この過去を振り返つてまいりますと、二回——今度の事例を抜きましても二回、趣旨説明だけで本会議の中間報告の討議が開始されたのは二回でございまして、今回はその趣旨説明もなしに動議が本会議場に提出された、こういう事情でございまして、法制局の見解をつぶさに御聴取になったことと思ひますから、私はあまり詳しいことは申し上げませんが、この委員会と、それから本会議との関係につきましましては、いかような調整をとるか、こういうことが問題で

ございまして、一度委員会に付託したら、本会議のほうでは永久に何の権限もないんだということではないわけでありまして、常に最後の議決機関である本会議におきましても法案の運命を見守つておることでありまして、そうした点につきま

して委員会の進行状況、こういうものを聴取する権限があるということでございます。それに基づきましてこの制度がつくられたわけでございます。法制局から見解を申し上げましたかもしれませんが、付託された以後の状況は本会議においてこれを聴取すると、こういうことでござい

ますので、その付託された以後、いかなる段階におきましても、本会議で聴取できるのじゃないか、こういう考え方のもとにこの制度が実施されております。しかし、いま小野先生のおっしゃつたように、どういふ段階で取り上げるのがよい

か、こういう妥当、不妥当の問題も起ります。うが、法律論的には、もう付託された以後、いかなる状態においても、これを本会議に聴取することとはできる、こういう制度だと私は了承しております。

○小野明君 そういたしますと、いかなる段階においても取り上げることができ、こういう解釈ですけれども、取り上げるには取り上げるだけの条件が要るわけですから、これは一つは、特に必要と認める、いま一つは「審査中」ということは、そこで特に必要があるというところ、もちろん客観的、合理的でなければならぬと思ひます。あなたのような場合にはまいらない。私が申し上げたいのは、後段の「審査中」という解釈ですね、これを規制したのが参議院規則の三十九条だと思ひます。この条文のとおり読みますと「趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。」となつております。ですから、その条件が整つて初めて「審査中」という条件が整うことになる。この条件が整いませんと、私は、規則違反、言いかえれば、国会法違反の疑いがある、こういうことを申し上げておるのです。ところがあなたのほうは、付託

をされた以後はいつでも審査中だ、このように解釈をしておるようですが、今回、この趣旨説明を聞いておらぬ段階から取り上げたというものは、先例から見て今回が初めてですね。だから、この条文から見てどのような解釈か、私は納得できないというところを申し上げたのです。

○事務総長(宮坂孝君) 小野先生の御解釈によりますれば、三十九条の「審査」というのは、趣旨説明を済んだあとの段階、こういう御解釈だと思ひますが、法制局長のほうから申されたことと思ひますが、各条文はそれぞれの目的、つくられた制度の趣旨というものがございまして、国会法の五十六条の三を読みますれば、またそのつくられた制度そのものの趣旨、目的のものとから解釈するのがやはり法制の解釈かと存じます。目的論的に本会議と委員会の調整をはかるといふ、こういう大目的からこの国会法五十六条の三の「審査中」ということは、その目的に沿つて解釈する、ういふような解釈の上に立つてござい

ます。そう申しますれば、一度付託された以後はいかなる段階においてもこれを中間報告を求めることができるといふこと、しかし、何もしないで、趣旨説明もしないのを取り上げるとか、あるいは趣旨説明が済んだだけで何ら審議に入らないのに取り上げるとか、そういうやり方はいいか悪い、妥当かどうか、その運用の問題につきましましては、別途の御議論がございまして、制度としては、別

くられた制度の目的から、付託後はいかようにも本会議が自由に中間報告を求められるのだ、しかし、その必要性は本会議がきめるわけでございます。本会議がその必要をきめられていまして行なわれてきたと、私はこういうふうに解釈いたしております。

○小野明君 あなたののおっしゃるの、どうしてごまかしがある。制度、趣旨というものが私の解釈では生かされてないような御説明があつて生かされないと、これはわからないじゃないですか。腹に何があるかわからぬようなことを察せ

よといつてもわからぬ。この規則をそのとおり読んでみると、議案が付託されたときは、まず議案の趣旨について説明を聞いた後審査に入る、だから議案の説明を聞かなければ審査中という解釈は成り立たない。これは本院が委員会中心主義との間の調整をはかるといふことはわかります。むやみに本院がチェックすべきものではないということもご存じのとおりですね、委員会中心主義をとっておられるわけですからね。そういうものからみだりに本院の暴走——この委員会中心主義の趣旨からこういう表現になっておるので、この条文はそれではどう読めばいいんです。これはあなたのような解釈であります、この参議院規則は書き直さなくてはいいけない。付託された時点で審査中と解するか、そういうたように条文を書き直さなければならぬ。どうしても納得できません。

○大橋和孝君 いま議論を聞いておりました、私は、法律の解釈の上から言ったら、やっぱりぎりの線としてはいま答弁の中にありましたように、この解釈はどうするかということで、小野君と総長との間に意見の差が出てくるわけですね、解釈論のぎりの線としては。私はもう少し方面を変えて、やっぱりいま総長の言っておられるに、この中間報告というものは、いわゆる議案と、そしてまた委員会を主体にしてやるんだけれども、その間の調整をはかるんだということをおっしゃっていただきましたね、私もそれはそのとおりだと解釈するわけです。そういうことであるならば、社会通念の上から考えてみて、この両方の法律ですね、院も、あるいはまた、委員会も両立するような方向にいかなければいけません。そういうことが運営上十分配慮されなければならぬわけですね。ところが、今度は残念ながらそれが十分配慮されていないからこういうふうな現状になってきておると、私は思うわけですが、そういう観点から考えますと、この中間報告の制度というもの運用のしかたによって、これはいろいろあるがあると思うんです。それはいま総長も言っているわけですが、そういう二つの原則を調和するような形でいかなければならぬわけでありまして、それを私は総長あたりは、もっとそういうことの見地からこの運用上にもっと配慮されるべきであり、そういうことがないと、こういうふうなトラブルも起こってくる。そういう観点から、これはまたいま小野君の質問の中にもありますように、こんなことが前例になって、だんだん調和さるべき性質のものが乱用されては困るんじゃないか、こういう懸念があるわけでありまして、そういう点に対しては、もう少し運用上十分生かして、両方が相マツチするような形でいくということですが、その点についてどうですか、そういうことをはっきりしてもらえば、いまの疑義の点なんかに対しても、もう少し何とか前向きな方向が出てくるんじゃないかと私は思いますが、いかがですか。

○委員長(吉田忠三郎君) 総長ね、小野委員の質問は法律論として展開されているわけですね。それから大橋君のいまの質問は、それに関連して、つまり運用上の妥当性、妥当でないというところの理論展開だと思ふのですよね。そこで、総長、かりに法律論、法制論的にあなたがいまここで答えられたようなことだとすると、政治というもの、ただ単に法律論とか、法制論だけで行なえるものではないと思ふのです。現実、総長御存じのように、この委員会では趣旨の説明がない。審査も一回もしていない。また物理的にもそういう時間的なものはなかった。積極的にやろうとてなかった。そして、今度はこれを逆に——いま総長が言うような法律論としても、総長がおっしゃったように、いわゆる本会議というものと当該委員会というものを調整しなければならぬ、こういういまお話がございましたね。さて、では、その調整役はだれかという、国会である限りにおいては、議長もしくは議長を補佐する副議長、あるいは国会運営上さらに補佐する議連の委員長が、やはりその当該委員会を主宰する少な

くとも委員長の私に、この状況はどうだということとをいろいろ聴取をして、そこで初めて調整というものが行なわれるべきだと私は思う、一般論として、政治論としてそれがなされていい。そこで、いまの大橋委員の言われる妥当であるのかどうか、運用上ですね。この点については、あなたのように国会運営、同時に、法律専門にやっておる人ならそれで理解ができたとしても、いま、今日この問題が各それぞれの新聞を通じ、テレビを通して法律を専門としない一般国民がずっとこれ見たり聞いたりしているわけですよ。そういう方々が、一体、この実態をながめた場合に——これは一般論です、妥当であるかないかという、こういう疑問は当然起きてくるのだと思うが、総長としては、いまの答弁にあわせて、含めて答えていただきたいと思うんですよ。

○事務総長(宮坂完孝君) 小野先生のおっしゃられたあと、また関連で大橋先生の御発言でござい

ますが、特に大橋先生の御発言の趣旨から感じの御意見は、私としても了解できると思ひます。この制度が置かれまして、あるわけでございまして、存在理由があることと私は思ひます。それで制度のごときでございますから、これが運用よろしきを得れば、いま世論でとかやかく言われておることと逆に、この制度が逆に好評を博するかも知れません。しかし、過去、今回を入れました十二回の中間報告が行なわれましたが、評論家の批評はしばらく別といたしまして、参議院の半公文と申しますか、各党の申し合わせ、議長の談話等から拝察いたしましたも、これが完全なものであるとは断ぜられませんが、特に重宗議長の談話、最近の談話におきましても、十分委員会が審議するようにと、こうおっしゃっておりますから、そういう点を拝察すれば、むやみに抜くべき宝刀ではないというところは、火を見るよりも明らかでございます。そうした運用の面につきましては、十分本会議なり——いま社会労働委員長のおっしゃった、われわれが、直接補佐をいたしております議院運営委員会を組織する先生方に十分御努力をい

ただかなければならぬと思ふのでございます。また、不肖私もそれを補佐する者でございますから、十分力をいたしたいと、こう考えております。

○小野明君 最後に。あなたが最後まで合法とおっしゃられるならば、今回の中間報告というものが合法だとおっしゃられるならば、社労に差し戻しなんか要らぬわけですよ。これはそのままだ中間報告でやってしまえばいいわけですよ。お経読みもしていない、審議も全然しておらぬから、あんなに議論をして、われわれは再びやらねばならぬわけですよ。だからこの解釈に、あなたのほうの解釈に一点の疑義もない、付託されればすぐ審査中である、一点の疑義もないということがあなた言えますか。

○事務総長(宮坂完孝君) 法律のことはあまり専門家でないのでございますが、冷やかな論理解釈から、あるいはそういうようなことが出るかも知れませんが、これが運用をつかさどる者としたしましては、また別の目的のもとにこの運用をしていく、こういうふうな考えております。

○上林繁次郎君 私のほうから先ほどお尋ねした問題が一つあるのです。それは先例ということですが、いままでこういう先例があったかどうかという点についてお尋ねしたい。いままで中間報告は十二回あったというのを聞きましたけれども、こういう形のいわゆる先例というものはないのじゃないか、こう思ふのです。そうすると、これを契機に今後こういふことが先例として行なわれていくのかどうかということが非常に心配になってくるのです。そういう点についてどうでしょうか。

○事務総長(宮坂完孝君) 先ほど初めのころに申し上げましたこととございしますが、十二回の先例中、付託後何らの行為が当該委員会になかったのは今回が初めてでございます。趣旨説明が行なわれただけで中間報告を求められたのが二件ございします。あとはもう審査の段階に入りまして、公述人等呼びました事件もございました。いま、上

林先生の御意見でございますが、これが将来先例としてどんな行なわれるかどうかというように、ことごとくございませう、これは私は事務的に言うても、そうこれからたびたびあるようなことじやないのじやないかと思ひます。

○上林繁次郎君 総長のお話ですと、これは今後先例にしたくないというお話であります。そこで、もしそうだとすれば、今回のこのうった中間報告というものは、それは正しいあり方ではないのだと、あなたが認めになったというふうに解釈してよろしいですか。

○事務総長(宮坂完孝君) 私は事務を補佐する立場でございますから、現在行なわれている、行なわれたこの中間報告が妥当なものであるか、それは悪いものであるかというところは、私は批判をする立場ではございませうけれども、過去、趣旨説明だけで中間報告を求められた、二件あります、そのあとで先生方の、各党のお申し合わせ、それからこれに對しての議長の御見解、そういうものを拝読いたしましたも、こういう制度がたびたび行なわれていいとは思つておりません。

○上林繁次郎君 それで、中間報告の問題でございませうけれども、国会法の第五十六条の三に「各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。」そこで今度の中間報告の問題でございませう、「特に必要がある」と、このようにうたわれているわけですから、「特に必要がある」というふうな今度の場合認められるのかどうか、こういうことなんです。

○事務総長(宮坂完孝君) 今回動議を出されまして大谷議員の質疑に對する答弁がございました。お答えになったのが理由でございませうので、あれが動議提出者の正式な解説であると思ひます。

○上林繁次郎君 そこで、「特に必要がある」ときは「は」といふ、それで委員長がすでに報告してあるとおり、この問題が、特例法が付託になったのは十四日です。二十二日には趣旨説明も受けようというふうな話を進めてきたわけなんです。二十二日に

やつたとしても、あと八月五日まで二週間はあるわけですね。言うならば日にちも十分ある。そういう中で「特に必要」ということは、これはどう考へても、その辺のところは私にはわからない。そこで、その点について明確にひとつ答えていただきたい。

○事務総長(宮坂完孝君) これは動議を提出されました先生の御答弁がよろしかろうと存じますが、その答弁に納得されない方があり、それに同意した方がある状況で決をとりまして、多数をもつてその必要ありと、こういうふうな可決されたわけでございます。

○上林繁次郎君 私はその辺のところを、いわゆる二十二日以後二週間あるのだと、こう申し上げておるわけなんです。そこで、そういう中で、日にちも十分あると考へられるという中で、特に必要だというその点でございませう。その点について私は議長に對して、その議長の考へ方、意見を求めておるのです。回りがどう言つたという問題ではない。

○事務総長(宮坂完孝君) 非常にお答えにくい御質問でございませうが、法案が何日間あればいいのかというふうなことは、そう簡単には申し上げられないのでございませう。国会の長い、常会で申しましたも百五十日ある間でも、前半においてはどうか、後半、会期末になつてくれれば何日間、こういうことはもう種々雑多でございませうので、これは与野党の皆さま方のお話し合ひでその審議過程がきまつていくのではないかと拝察いたしております。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に発言もなければ、本件に關する質疑はこの程度にとどめます。暫時休憩をいたします。午後七時二十二分休憩

午後八時十一分開会
○委員長(吉田忠三郎君) 社会労働委員会を再開いたします。

○小野明君 いま、理事会の打ち合わせをお聞きいたしますと、趣旨の説明を聞くという決定のようでありませう。ですから、その趣旨の説明を聞く前に、ぜひ、私としてはただしておかなければならぬことがあるわけでありませう。

そこで、厚生大臣にお尋ねをいたしたいと思うのです。先ほどの論議によりましておわかりのように、私も、また私は、この法律については、やはりどうしても衆議院本会議における憲法違反の疑いがある。その点については本日責任者が見えませんから、その説明がなされておりました。全然なされておらぬわけなんです。ですから、この疑義は、私もやはり解消するわけにはまいりません。

第二には、中間報告に對します疑義、参議院の法制局長並びに事務総長からお聞きをいたしました。でも、国会法違反の疑いがあるというところは、どうして私も私どもはぬぐい去ることができないわけでありませう。そこで、趣旨説明をここで聞きますというところ、国会法違反の疑いあるいは参議院規則違反の疑いというものが、これは大きく違法性を阻却されてくるということが事実としてできてくるわけなんです。そこで、私は趣旨説明の前に、この憲法違反の疑義、それから中間報告に對する疑義、この二つの疑義を残しながら、あえて趣旨説明をおやりになるその結果、憲法違反という、あるいは中間報告無効という結果が私は生ずるかも知れないと思つたわけなんです。そういう責任を国務大臣でありますから、私は厚生大臣に、どうおとりになるつもりであるか、まずお尋ねをいたしておきます。

○国務大臣(斎藤隆夫君) 私は、政府の国務大臣といたしまして、国会において成立をされました法案は、そして先ほどお話が出ておりました憲法問題、法律問題等においては最高裁判所が最後の決定があれば格別、それまでは国会の国の最高の意思決定、さように考へて、尊重して、その法律を執行していくべきである、かように考へます。

○小野明君 かりにそういう違反がはつきりした場合に、それをしも押しておやりになる責任をどうとられるのか、こういうことをお尋ねをしていくわけなんです。参議院本会議における参議院規則の解釈——あるいはこれは衆議院からきよう責任者が見えておりましたから、正式な回答を私お聞きいたしておりました。ですから、その辺の責任は一体どうなるのですかと、こういうお尋ねをしていくわけなんです。

○国務大臣(斎藤隆夫君) 先ほど申し上げましたように、政府の提案をいたしました法案なりその他のものももとから憲法違反であつたり、法律違反であつたりいたしますれば、これは政府としてはその責任を考へなければならぬと、かように思ひます。ところが、国会の審議の過程において、その国会運営の方法において、あるいは法律違反、あるいは憲法違反だという疑いがあるという論がありまして、国会の全体の意思として、院議としてきまりました以上は、これは、やはり国の最高の權威として最高裁判所において決定があるまでは、国の最高の意思として、その法律を政府は順守してまいる義務があるというふうに考へます。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。
○上田哲君 私は、特例法案に關する提案趣旨の説明が行なわれることを了といたします。これは、昨日の参議院本会議の院議に基づくものとして、この手続きによることを了解しております。その上に立つて、社会党側の見解をひとつ述べておかなければならぬと思ひます。私も、明確に、昨日、諸規則のつとめた決議としての院議によりまして本日の会議を進行し、また提案趣旨の説明を受けるのでありますけれども、院議と申すべきものは、つまり国会法であれ、あるいは憲法にさかのぼるまでを含めたとしても、言うところの三権分立の中での国会にお

ける解釋論の限界を越えるものではありません。終局的に国会が、四十一條におけるところの最高機關としての立場をとるとしても、なお、三權分立における司法權を侵すことはできないわけでありますから、これは、先ほど来、厚生大臣が「國務大臣としての立場から、そのように最高裁判所等の見解があるならば別というところで、私は了解いたします。そういう立場でわれわれが従うべき院議の限界が、成規の手續にのっとった——それも認めます。成規の手續にのっとった上でのなお立法院における解釈であつたというふうに了解をいたします。厚生大臣、國務大臣も御了解のようでありますから、その点は了解した範圍に含まれるものと思われまゝす。そういたしますと、私どもは、ここでの院議がいかなる手續に基づいてなされたかという根拠を明らかにしておきたいと思ひます。

その第一点は、中間報告であります。その第二点は、順序はいろいろあると思ひますけれども、自民党の大谷議員によつて提起されている動議であります。この二つを根拠として院議が成立をしているわけでありまして、その辺の適法性については、そもそも多数決原理をもつて結論は出ておるとはいいいながら、少なくとも、与党と、そうしてすべての野党を含め、大別すれば二つの見解に、他の問題とは違つて憲法論議として違憲性が問われている点で意見が食い違つていたという点では、明らかな事実として確認をしておきたいと思ひます。

それからもう一つは、その中間報告及び大谷議員の動議の中に、われわれの問題としておりますところの衆議院における本法案の採決のあり方についての議論については、他院の權威を侵すべきではないということが述べられました。また、中間報告を求められた吉田社務委員長の見解の中でも、他院についての介入をすることはできないなどということが留保されておりました。その限りにおいては、私どもは、他院について、なお述べねばいけないという範囲で院議を確定をしたわ

けでありますけれども、少なくともチェック・アンド・バランスという立場をかまえている衆議院、参議院の二院制度を十全に活用するということであるならば、他院の権威に介入するという点とは違って、参議院独自に与えられた立場から、私どもがその点について、その留保事項について本法案の審議の中で問題を明らかにしていくということは、当然な権能と義務であると考えます。これも国務大臣は御了解のようでありますから了承いたしますが、この点について、先ほど社労委員長が法案審議の中で十分な議論を尽くすという点をその点で了解いたします。かかる意味合いにおいて、私どもは、とりあえず、国会内での立法府解釈論としての院議を尊重し、その範囲において提案趣旨の説明を受けることをとし、その中で具体的な審議を進めることとあわせて連立性の問題についても、参議院の立場において、国会運営それ自体について取り上げていくことを留保しておきます。このような立場で提案理由の説明を受けることを了解いたします。

○委員長(吉田忠三郎君) 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤實君) ただいま議題となりまゝた保康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正部分について申し上げます。

この法律は、政府管掌健康保険等の窮迫した保険財政に対処し、医療保険制度に関する抜本改革が行なわれるまでの臨時応急の措置を講ずるため、昨年、第五十六回臨時国会において昭和四十四年八月末までの時限立法として制定されたのたのでありますが、自来、政府といたしましては、皆

本改革の早急な実現を期し、与党と一体となって
具体策の検討を続けてまいりました。

しかしながら、この問題はきわめて広範多岐にわたるほか、根深い問題点を有し、また関係各界の意見にもかなりの懸隔がありますため、容易に結論を得ることができず、今日なお抜本改革の成案を得るに至っていないことは、まことに遺憾に存じております。政府といたしましては、今後とも一日も早くこれが結論を得て、医療保険をめぐ

る諸問題の抜本的解決をはかるよう一そうの努力を続ける所存でありますが、このまま本年八月末をもって健康保険法及び船員保険法の臨時特例に關する法律が失効するとしますれば、きわめて大幅な単年度赤字を生じ、すでに千二百億円をこえている巨額の累積赤字にさらに上積みされる結果、制度運営に重大な支障を來たすことは必至であります。このため、国としても昨年度に引き続き財政措置を講ずると同時に、抜本改革が実施に

至るまでの間の当面の措置として、この法律の有効期間を二年間延長し、昭和四十六年八月三十一日までとする改正案を提案いたしましたのであります。この点につきましては、衆議院において、この法律の有効期間の延長は取りやめて、健康保険法等本法に所要の措置を規定する旨の修正が行なわれております。

次に健康保険法及び船員保険法の一部改正部分について申し上げます。

人口構造の推移等に即応して将来のわが国の繁栄を期するためには、次代をになうべき児童の健全な育成と資質の向上をはかることがますます重要な課題となっております。

このため、政府といたしましては、母性及び乳幼児の健康と福祉の向上を期して、本年度において母子保健対策の一そうの推進をはかることとしたのでありますが、これに即応して、医療保たしたたのでありますが、これに即応して、医療保たしたたのでありますが、これに即応して、医療保

險の分野においても分べん時における経済的負担の軽減に資するため、抜本改革の問題とは一応切り離して、現行制度のたてまえのもとで分べん給付の改善を緊急に行なうこととし、昭和三十六年

以来据え置かれております分べん費の額を大幅に引き上げることとした次第であります。

改正案の内容は、健康保険及び船員保険における分べん費の最低保障額を現行の六千円から二万円に、配偶者分べん費の額を現行の三千円から一万円に、それぞれ引き上げるものであります。

また、この財源につきましては、保険料によつて措置することとし、政府管掌健康保険及び船員保険の保険料率をそれぞれ千分の一引き上げるこ

なほ、この法律の実施時期につきましては、衆議院における修正により、昭和四十四年九月一日からとされております。

以上がこの法律案の理由及び内容の概略であります、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、本案につきましては、衆議院において修正議決をされておりますので、この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案の提出者谷垣専一君から説明を聴取いたします。谷垣君。

○衆議院議員(谷垣專一君) 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

この修正は、いわゆる健康保険特例法の有効期間の延長等を取りやめ、これに伴い政管健保等の財政対策については、最小限必要な措置に限って、健康保険法等本法に規定し、国民負担の軽減をはかることとしたものであります。

その具体的な内容について申し上げます。

修正の第一は、薬剤の一部負担については、これを取りやめることとしたことであります。

修正の第二は、分べん給付の改善は、政府原案どおり実施いたしますが、これに伴う政管健保の保険料率の千分の一引き上げは、これを取りやめることとしたことであります。

一、理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願（第七三九四号）（第七九

の請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

請願者 東京者 港區者 四人一六八七本
次郎外一名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七八〇七号 昭和四十四年七月十日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願(三通)

請願者 東京都港区芝四ノ一〇ノ三 須賀
成文外二名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七九二二号 昭和四十四年七月十日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 東京都豊島区西巢鴨四ノ五三 田
村学外五名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七九二三号 昭和四十四年七月十日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷二ノ九ノ一七
宮山恒雄外四名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七九二四号 昭和四十四年七月十日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願(五通)

請願者 東京都大田区田園調布一ノ七 久
保順市外四名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七九三六号 昭和四十四年七月十日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 東京都目黒区三田二ノ三ノ一九
増田治平外三名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七九三七号 昭和四十四年七月十日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 東京都品川区中延二ノ九ノ一九
岡見義光外二名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七三二六号 昭和四十四年七月四日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都練馬区向山四ノ三〇ノ九
斎藤あゐ
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七三二七号 昭和四十四年七月四日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 京都市中京区御幸町二条上ル 人
見明外四名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七四一一号 昭和四十四年七月四日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 鹿児島県川内市青山町四七三ノ一
永吉勇外四名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七四二二号 昭和四十四年七月五日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都練馬区富士見台四ノ三四
鬼島復治
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七五〇九号 昭和四十四年七月七日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都練馬区北大泉町九〇三 高
橋カネ子
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七五一〇号 昭和四十四年七月七日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 鹿児島県川内市城上町四、三六七
内野正己外四名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七五一三号 昭和四十四年七月七日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 北海道紋別市真砂町四丁目 佐藤
満男外三名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七五八五号 昭和四十四年七月八日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都練馬区向山四ノ一〇ノ一一
須田アキミ
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七六一一号 昭和四十四年七月八日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願(五通)

請願者 鹿児島県川内市大小路町二九ノ一
六 霧島国夫外四名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七六二八号 昭和四十四年七月九日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都練馬区北大泉町一八四 三
河道庸
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七七七四号 昭和四十四年七月九日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋二の一〇ノ五
鈴木豊明外三名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七七八三号 昭和四十四年七月十日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都練馬区早宮二ノ八ノ一〇
篠原久蔵
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七八〇八号 昭和四十四年七月十日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的
改善に関する請願

請願者 東京都港区芝四ノ一〇 安宅扇太
郎外五名
紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七八〇九号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都目黒区三田二ノ三ノ一三

紹介議員 鈴木敏夫外八名

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七八一〇号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都北区王子本町三ノ一〇 石

山武外八名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七八一一号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)

請願者 東京都港区南青山四ノ四ノ八 深

野和雄外一名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七八一二号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(三通)

請願者 神奈川県平塚市中原一、四三〇

大庭岩雄外二名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七八一三号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(五通)

請願者 鹿児島県川内市網津町四、五三九

上茂半次外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七九二五号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都豊島区西巣鴨四ノ五三 田

村学外五名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七九二六号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都目黒区三田二ノ三ノ一三

鈴木敏夫外三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七九二七号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷二ノ一七 宮

山恒雄外四名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七九二八号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(五通)

請願者 東京都大田区田園調布一ノ七 久

保額市外四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七九三八号 昭和四十四年七月十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

改善に関する請願

請願者 東京都品川区南大井四ノ六ノ二

紹介議員 陳野正雄外二名

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七三九四号 昭和四十四年七月四日受理

理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願

請願者 東京都品川区東五反田五ノ九ノ二

二関東通信病院機能訓練室内社団

法人全国病院理学療法協会会長

林重貴

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第六一八六号と同じである。

第七九二二号 昭和四十四年七月十日受理

理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市東六番丁四四 大場

勝男

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第六一八六号と同じである。

第七三九五号 昭和四十四年七月四日受理

山村へき地医療対策に関する請願

請願者 長野県上伊那郡中川村大字大草

四、四一八 戸枝馨

紹介議員 若林 正武君

山村へき地の医療対策として、左記事項について

目標と実施計画の大綱を定め、これが着実な実現

を図らねばならぬ。

一、国・公立及び私立の医科系大学学生の収容定

員を大幅に拡大して行くとともに、大学または

修士・博士課程在学中、特定の学資金の貸与ま

たは奨学金の支給を受けたものが、一定期間山

村へき地の医療に従事するよう制度(それに参

加する特殊法人・基金財団を含む)の改善、強

化ないしは新設を図ること。

二、国・公立系病院とこれに協力する民間医療な

いは診療機関が派遣する巡回医療の組織及び

設備(患者輸送車を含む)を拡充、強化し、所

要に応じ山村へき地の保健、医療業務に従事で

きるよう体制を整備すること。

三、都道府県は、地方都市に所在するか、あるいは

新設される国・公立病院及び民間の医療機関に

「医療センター」を設けて、山村へき地からの派

遣医要請に応ずるとともに、山村へき地の医療

業務に従事したか、または従事するものの研修

に必要な機能及び設備(派遣医家族の宿舎を併

設する)を整備すること。

四、山村へき地所在の市町村が医師を招へいする

場合は、医師等に対する年給与額のうち、当該

市町村の財政、立地事情に応じてその相当分

(三分の二程度)を国・都道府県等(一の法人、

財団を含む)から財政援助すること。

五、現在の高等看護学校卒業後さらに保健婦養成

所の課程を終了したものが、山村へき地におい

て直接医療に従事できるよう特例制度を創始す

るか、または前記(三)のセンターの指示を受けて

応急の措置ができるよう医師、保健婦の中間に

位する医療従事者を養成する制度と機構の新設

を図ること。

第七四一三号 昭和四十四年七月四日受理

むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都目黒区中町一ノ二五ノ一二

小安丑之助

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第七五九九号 昭和四十四年七月八日受理

むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 大阪府東島郡都島本通八ノ一一

川口貞一

昭和四十四年七月二十六日
【参議院】

○号(第八五九一号)

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八一三〇号 昭和四十四年七月十一日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市西別府一、八五二
中島治郎外一名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八一三二号 昭和四十四年七月十一日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(九通)
請願者 東京都練馬区中村北四ノ二四 沢
田順次外八名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八一三三二号 昭和四十四年七月十一日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 広島県尾道市新浜二ノ二〇
吉井梅夫

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八一三三三号 昭和四十四年七月十一日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 群馬県前橋市古市町七六八 池田
昭一郎

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八一三四号 昭和四十四年七月十一日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(七通)

請願者 東京都練馬区平和台三ノ八ノ八
小村良男外六名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八一三五号 昭和四十四年七月十一日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 北海道釧路市興津町四九 平一雄
外一名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八二九五号 昭和四十四年七月十四日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(五通)
請願者 鹿児島県川内市勝目町一、三三二
竹田和則外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八三六九号 昭和四十四年七月十五日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市八千代一ノ一四ノ
二三 松井政義外四名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八三七〇号 昭和四十四年七月十五日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(五通)
請願者 鹿児島県川内市湯田町内門三、八
二三 橋口正人外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八四七二号 昭和四十四年七月十六日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(五通)

請願者 鹿児島県川内市宮内町一、七二〇
宮田四男外四名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八五四二号 昭和四十四年七月十七日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(六通)
請願者 東京都杉並区今川一ノ一二ノ二二
佐々木巧外五名

紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八五九〇号 昭和四十四年七月十七日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(五通)
請願者 鹿児島県川内市陽成町七五〇 上
村義文外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第八五九一号 昭和四十四年七月十七日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 東京都三鷹市中原四ノ四ノ一二
伊藤経男外三名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第七九六八号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(二通)
請願者 東京都練馬区向山四ノ三〇ノ九
斎藤あけ外一名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇二六号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 神奈川県平塚市中原一、四三〇
大庭岩雄

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇二七号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都杉並区西田町一ノ六三九
小泉トヲ

紹介議員 堀出 啓典君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇二八号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 兵庫県姫路市網干区新在家一六、
〇五六 合田政雄

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇二九号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都港区芝二ノ二五ノ二〇 中
村実

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇三〇号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都豊島区巣鴨二ノ六 町田国
男

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇三二号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区今川一ノ二ノ二二 佐藤昌造

紹介議員 北條 浩君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇三三二号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ八六 堅上 好一

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇三三三号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都港区南青山四ノ四ノ八 深 野和雄

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇四六号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市海神町六ノ一ノ八 合谷憲治

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一〇六号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(七通)

請願者 東京都練馬区北大泉五六一 菊地

作治外六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一〇七号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県上尾市西上尾第一団地二ノ二三ノ二〇六 松本清作外三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一〇八号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 名古屋市西区笠取町二ノ一七四 久保三郎

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一〇九号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市築地北浜二ノ一六 加茂鶴一

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一〇号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(七通)

請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷四六ノ一 原口万之助外六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

請願者 神戸市葺合区旭通一ノ四一 伊達 栄子外三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一二号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 大分市大道町一ノ八ノ二二 高橋 房男

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一三三号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 島根県出雲市大津 大野信次郎

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一四号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市大字石原九一 平 川利明外一名

紹介議員 成瀬 峰治君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一五号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根三、三二五 斎 喜藤吉外四名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町 山本春男

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一七号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町寄居六六 水島善四郎外一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一七号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(九通)

請願者 東京都練馬区中村北四ノ二四 沢 田順次外八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一一九号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 香川県丸亀市富屋町八三 井上正 徳

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一二〇号 昭和四十四年七月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願

請願者 神戸市須磨区多井畑 松榮義久

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第七部

社会労働委員会会議録第三十四号

昭和四十四年七月二十六日【参議院】

一七

請願者 広島県尾道市新浜二ノ一〇
紹介議員 吉井梅夫
松本 賢一君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八二二二号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願
請願者 群馬県前橋市古市町七六八 池田
昭一郎
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八一二三三号 昭和四十四年七月十一日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願(七通)
請願者 東京都練馬区平和台三ノ八ノ八
小村良男外六名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八三六八号 昭和四十四年七月十五日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市今泉町二、九五二
柴田聖子外四名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第八〇五五号 昭和四十四年七月十一日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反
対等に関する請願(二通)
請願者 福岡県北九州市八幡区大字野面
二、一一八 古閑博之外二十一名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二四八三三号と同じである。

第八〇五六号 昭和四十四年七月十一日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反
対等に関する請願(二通)
請願者 福岡市堅粕御塔後福岡県民主医療
団内 久保田省三外十二名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第二四八三三号と同じである。

第八二九六号 昭和四十四年七月十四日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反
対等に関する請願
請願者 北九州市八幡区大字野面二、一一
八 古閑博之外二十名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第二四八三三号と同じである。

第八一四二二号 昭和四十四年七月十一日受理
ろうあ者に対する手話通訳者養成に関する請願
請願者 福岡市杉妻町二ノ一六福岡県議会
議長 早川竣通
紹介議員 鈴木 省吾君
ろうあ者に対する手話通訳者の早期確保を図るた
め、これが養成等に十分な予算措置を講ずるよう
強く要望する。

第八一四三三号 昭和四十四年七月十一日受理
児童手当制度の確立に関する請願
請願者 福岡市杉妻町二ノ一六福岡県議会
議長 早川竣通
紹介議員 鈴木 省吾君
児童福祉の充実を図るため、すみやかに児童手当
制度を確立するよう強く要望する。

まことに緊要な課題である。

第八三三〇号 昭和四十四年七月十四日受理
山村へき地医療対策に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡花園村花園村長
北浦利昭
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第七三九五号と同じである。

第八四六六号 昭和四十四年七月十六日受理
山村へき地医療対策に関する請願
請願者 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小
屋上乙三、二六一西会津町長 山
口博也
紹介議員 松下 勇雄君
この請願の趣旨は、第七三九五号と同じである。

第八四六八号 昭和四十四年七月十六日受理
山村へき地医療対策に関する請願
請願者 新潟県新井市大字新井五三三ノ一
池田正晴
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第七三九五号と同じである。

第八五四六号 昭和四十四年七月十七日受理
山村へき地医療対策に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡高野町高野町長
徳富義孝
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第七三九五号と同じである。

第八五四七号 昭和四十四年七月十七日受理
山村へき地医療対策に関する請願(三通)
請願者 群馬県利根郡利根村大字追員三七
利根村長 星野銀次郎外一名
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第七三九五号と同じである。

第八三三一号 昭和四十四年七月十四日受理
山村へき地医療対策に関する請願
請願者 山口県小野田市中川町山口労災
病院医療科内社団法人全国病院理

むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 広島県福山市昭和町九ノ二二 岡
田純子
紹介議員 重政 庸徳君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第八三六七号 昭和四十四年七月十五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 滋賀県彦根市辻堂町一八 宮内甚
太郎
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第八四二四号 昭和四十四年七月十五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 宮崎県小林市仲町五丁目 原広吉
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第八四六七号 昭和四十四年七月十六日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 広島県三原市西町八七ノ四 桃
谷淳子
紹介議員 重政 庸徳君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第八五四五号 昭和四十四年七月十七日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 佐賀県武雄市松原町三丁目 土井
義朗
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第八三六六号 昭和四十四年七月十五日受理
理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長
に関する請願
請願者 山口県小野田市中川町山口労災
病院医療科内社団法人全国病院理

むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 山口県小野田市中川町山口労災
病院医療科内社団法人全国病院理

むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 山口県小野田市中川町山口労災
病院医療科内社団法人全国病院理

むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 山口県小野田市中川町山口労災
病院医療科内社団法人全国病院理

むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 山口県小野田市中川町山口労災
病院医療科内社団法人全国病院理

学療法協会中国会山口県支部内

高尾正志外三十八名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第六一八六号と同じである。

第八五四三号 昭和四十四年七月十七日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険法等の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県市川市須和田一ノ二二ノ二

三 橋本豊外五十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四九五四号と同じである。

第八五四四号 昭和四十四年七月十七日受理

出産費の国庫負担に関する請願

請願者 茨城県水戸市西原町六区三、七五

五ノ六 瀬尾真砂子外百八十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第五三四〇号と同じである。

第三十一号中正誤

ベシ 段行

誤

正

二 一八七 いかにか
六 一八九 あるいは
あるいは

第三十二号中正誤

ベシ 段行

誤

正

五 二八 障害
八 四七 期限で
障害児
期限が

第三十三号中正誤

ベシ 段行

誤

正

二 二七 枝葉、末節
三 三三 定期と、
五 二二 ことが
六 四一 末端
枝葉末節
定期の
ことが
範囲
末端

二 二六 いうの
いうのは

昭和四十四年八月十二日印刷

昭和四十四年八月十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局